○**北陸地方整備局告示第百三十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
燕市笹曲三一番二から同市笹曲四二番一まで	前	四〇・六〇～六二・〇〇メートル	〇・〇三三キロメートル	
	後	四〇・六〇～四二・九〇メートル	〇・〇三三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○**北陸地方整備局告示第百三十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び二百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
魚沼市佐梨字居平七八八番五から同市佐梨字居平七五五番一まで	前	一二・二四～一五・一七メートル	〇・〇七九キロメートル	
	後	一三・七二～一六・七九メートル	〇・〇七九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○**中部地方整備局告示第百三十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
郡上市大和町剣字歩岐尻一九二八番三から同市大和町剣字歩岐尻一九二八番三まで	前	B　九〇〇～一七一〇〇メートル A　一七〇〇～一三九三〇〇メートル	B　一・八九七キロメートル A　一・九二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　九〇〇～一四一〇〇〇メートル A　一二五〇～一四一〇〇〇メートル	B　一・八九七キロメートル A　一・九二〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○**中部地方整備局告示第百四十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市大和町剣字歩岐尻一九二八番三から同市大和町万場字仮又一四七一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十五日

国会事項

参議院

弔詞

十一月六日逝去された元議員青木薪次君に対し、同月二十日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに　建設委員長　逓信委員長等の要職に就かれ　また国務大臣としての重任にあたられました　元議員勲一等青木薪次君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は十一月十三日トルコ国へ出張のため出発した。

○厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する

外務大臣　岸田　文雄

経済産業大臣　林　幹雄

第二十七回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十七年十二月一日までとする（各通）

（通商政策局長）経済産業事務官　片瀬　裕文

（大臣官房審議官兼経済局）外務事務官　佐藤　達夫

第二十七回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年十二月一日までとする（各通）

（通商政策局通商交渉官）経済産業技官　坂本　敏幸

第二十七回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表随員を命ずる

期間は平成二十七年十二月一日までとする

外務副大臣　武藤　容治

経済産業副大臣　鈴木　淳司

第二十五回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十七年十二月二日までとする（各通）

（経済協力開発機構日本政府代表部在勤）特命全権大使　兒玉　和夫

第二十五回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年十二月二日までとする

特命全権大使　小瀧　徹

願に依り本官を免ずる（以上十一月十三日）

○財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上十一月十四日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　甘利　明

経済産業大臣林幹雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　甘利　明

内閣府特命担当大臣林幹雄海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる

○厚生労働大臣臨時代理解職

同　加藤　勝信

厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上十一月十五日）

（大阪簡易裁判所判事・大阪地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　髙嶋　卓

判事兼簡易裁判所判事に任命する（十一月十六日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はトルコ国へ出張のところ十一月十七日帰朝した。